

○北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

制 定 平成 19 年 3 月 2 日選管規程第 1 号

最近改正 平成 30 年 3 月 29 日選管規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 9 4 条の規定に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第 2 条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）の選挙は、委員会の委員（以下「委員」という。）の無記名投票で行い、投票の最多数を得た者をもって当選者とする。ただし、得票数が同じである者が 2 人以上あるときは、くじで定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき、指名推選の方法を用いることができる。

3 指名推選の場合においては、被指名人をもって当選人とするべきかどうかを会議に付し、委員全員の同意を得た者をもって当選人とする。

(委員長の任期等)

第 3 条 委員長の任期は、委員の任期による。

2 委員長が委員を辞任し、又は委員長の職を辞したとき、その他委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長の職務代理者)

第 4 条 委員長は、委員会の同意を得て、委員長の職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかななければならない。

2 委員長及び委員長の職務代理者が共にいないときは、年長の委員が委員長の職務を代理するものとする。

(委員長、委員及び補充員の退職)

第 5 条 委員長が退職しようとするときは、その旨を委員長の職務代理者に文書で届け出て、委員会の承認を得なければならない。

2 委員及び補充員が退職しようとするときは、委員長にその旨を文書で届け出て、委員長の承認を得なければならない。

(委員長及び委員の氏名等の告示)

第 6 条 委員会は、委員長及び委員長の職務代理者が定まったとき、又は委員に異動があったときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員会の招集)

第 7 条 委員会の招集は、委員に対する通知によりこれを行う。

2 前項の通知には、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

3 委員の改選後初めて開く委員会は、年長の委員がこれを招集する。

(欠席の届出)

第 8 条 委員会に出席できない事情のある委員は、開会時刻前までに委員長に届け出なければならない。

(関係者の出席)

第 9 条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(会議録の作成)

第 1 0 条 委員長は、書記をして会議録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

(会議)

第 1 1 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

- 3 委員会の会議は、3人以上の委員（議長である委員を含む。次項において同じ。）が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の会議の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（委員長の職務）

第12条 委員長の担任事務は、法令で定めるもののほか、おおむね次のとおりとする。

- (1) 委員会に議案を提出すること。
- (2) 委員会の議決を執行すること。
- (3) 委員会の予算の経理に関すること。
- (4) 公印及び書類の保管に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

（委員長の専決処分）

第13条 委員会は、その議決により、委員会の権限に属する事項のうち、委員長の専決処分事項を定めることができる。

- 2 委員長は、前項の規定により専決処分した事項については、次の委員会において報告しなければならない。

（事務局）

第14条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。

- 2 事務局は、書記長、書記その他の職員をもって構成する
- 3 書記長は広域連合事務局次長の職にある者を、書記は総務班に属する職員をもって充てる。
- 4 事務局に、事務局長（以下「局長」という。）及び事務局次長（以下「次長」という。）を置く。
- 5 局長は書記長を、次長は総務班長（総務班に選挙及び選挙管理委員会に関する事務を分担する担当班長を置いたときは、当該担当班長）である書記をもって充てる。

（事務局職員の職務）

第15条 局長は、委員長の命を受けて、委員会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、次長がその職務を代理する。
- 3 次長は、上司の命を受けて委員会の事務を掌理する。
- 4 書記その他の職員は、上司の命を受けて委員会の事務に従事する。

（専決）

第16条 局長及び次長の事務専決については、北海道後期高齢者医療広域連合事務専決規程（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合訓令第2号）の例による。この場合において、局長は広域連合事務局長及び広域連合事務局次長の専決事項を、次長は班長の専決事項を、それぞれ専決するものとする。

- 2 局長は、前項の規定により専決する事項のほか、委員長が特に指定した事項について、専決できるものとする。

（起案及び決裁）

第17条 文書の收受、処理、編さん及び保存に関しては、北海道後期高齢者医療広域連合文書事務取扱規程（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合訓令第3号）の例による。

- 2 前項の場合において、収発件名簿に記載する発送文書に付する記号は、「北後広選」とする。ただし、次に掲げる文書の記号は、当該各号に掲げる文書の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 広域連合長選挙における選挙長が発送する文書 北後広長選挙長
 - (2) 広域連合議会議員選挙における選挙長が発送する文書 北後広議選挙長

（告示の方法）

第18条 委員会及び委員長の告示は、広域連合の掲示場に掲示して行う。

（公印）

第19条 公印の名称、書体、形状、寸法、個数、様式及び保管責任者は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則（平 20. 3. 26 選管規程 1）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 21. 3. 6 選管規程 1）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 22. 3. 23 選管規程 1）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 23. 6. 13 選管規程 1）

この規程は、平成 23 年 6 月 13 日から施行する。

附 則（平 30. 3. 29 選管規程 1）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第19条関係）

名称	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	様式	保管責任者
北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会之印	てん書	正方形	25×25	1個		選挙管理委員会事務局長
北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長之印	てん書	正方形	25×25	1個		選挙管理委員会事務局長
北海道後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会事務局長之印	てん書	正方形	25×25	1個		選挙管理委員会事務局長
北海道後期高齢者医療広域連合長選挙長之印	てん書	正方形	25×25	1個		選挙管理委員会事務局長
北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長之印	てん書	正方形	25×25	1個		選挙管理委員会事務局長